



公私雜報
第七號

定價一銀



西垣文庫
文庫10
7290
7



伏稟

迷子まひご 欠落かひおち 落物おとしもの ちりひ物 盗ぬすまをた
及び諸賣もの等を金く廣くせし弘む或ら
問ふ便り成得たきりあふ少しや遠慮な
く其もよろくの書林又ち繪草子屋の事か
と委しく書きたるし出遣をしつれぬ速
出板しゅつばんしつ四方に告ぎ知らせ申す事
辰四月

公私雜報會社

西頭三年



公私雜報第七號

庚應四年閏四月十七日

○四月十四日 朝廷布告書

諸候參 朝御制度の儀の追々可被仰出候得共
去冬以來引續別々當正月三日後容易あつざる
御時勢に立到る迅速上京 王事の勤勞せしめ
い段神妙の至被 思食い然る處永く滞京致し
疲弊往々藩屏の任難堪様立到い而も實相濟さ
る事し付供奉并議定職參與職及び京師守護取
締等被仰付置い外御誓約相濟い輩々左之通兵

公私雜報 第七號

隊殘し置一先御暇被下し就く歸國の上先達
く御誓約被為在し御趣意を奉體認速に家政向
改正の勿論未^タ 皇國內御平定より不立到事
付弥以不虞之備を嚴にし國邑におあはれ指
揮可奉待し將又未^タ 誓約不相濟輩其終滯京
罷在^ル 仰出さし事

- 一大藩百五十人より二百人まで
 - 一中藩百人より百五十人まで
 - 一小藩二十五人より百人まで
- 但右人數定の儀の兵隊のみゆり其餘後方

之者用辨お調の文にお當相詰可中總々簡易質
畧を主とし無用の者滯在此度可致用捨し
附依 御沙汰警衛人數之儀を格別之
四月

○軍事に付被仰出之寫

三道出兵之内宿驛におあはれ往々姓名をも不申
聞無賃錢あり宿駕箆等申付不法の振舞有之宿
々村々大に相困るに段相聞へ萬民御安撫之
敵音に背き次第甚しく如何之儀に依之今
般別紙之通り御規則相立らるる条諸軍一同嚴

重可相守旨 御沙汰事

四月

○ 定

- 一行軍之節駕籠一切可為停止事
 - 一病氣足痛等以之、驛所に滞在加療治、平愈次第其手之可致參陣事
 - 一軍醫診察之上急に出陣難相成病症之者、其筋之可送返事
- 右規則之通可相守者也

四月

軍防局

○ 横濱表布告書

阿片烟草之儀ハ人の健康を害シ品に付御條約
 面は掲有之に通リ外國人共持渡之儀を嚴禁
 有之然る處迄頃外國人の内阿片多分は持越
 有之裁は相聞へ萬一商人共右阿片吞用ひ
 候りの有之はあなづ

御國之大害と成ひし付右品買入又ハ賣買以多
 しハ儀不相成ハ若右品密買以多し或ハ竊し用

儀他より顯るるにあらざるに嚴重に答て申付
事との間心得違無之様末々のものまじく可相心
得の事

今般

王政御一新お成いに付るに下々難澁不相成様
格別御仁恤之御沙汰に付朔望日曜日と除の外
朝四ツ時より八ツ時まで日々横濱戸部裁判所門
外へ目安箱は差出相成に間御為筋と心得の儀
へ勿論表立願出不相成筋又一の分の難儀と存
の儀中有之にあらざる無忌諱文意文字等取飾無之

如何様にも認め取目安箱へ入をて申の

但し來二日より目安箱は差出相成の事

神奈川

辰四月

裁判所

○ 雜説

東久世中将殿并肥前侍従殿御手當金一月八百
兩宛判事衆寺島陶蔵并井関齋右衛門同斷一月金
五百兩充被下由あり

松本壽太夫儀勤役中不審之筋有之御糺らるる
き所此程出奔いふし別而不届之旨あく改易は
仰付い事

和泉橋通り西洋醫學所之儀以來海陸軍附屬病
院と唱へ替の旨是達有之い事

○全世界續未來記之辨

全世界續未來記の和蘭のチオスユリデスと云
人の著述あり千八百六十五年「ウトレック」と云地
の刊行より其表題ハ「アンノチウインチスホ
ンデルト、フエイフ、エン、セスチス、エーレン、ブリッキ、イ

ンデ、ワーゴムスト」といふ二百年の後より世の中
のさゆ如何があるを記したる書あり其
頃より人の巧藝日々と進み往來は硝子の總天
井と張り又ハ吼哇ゴウワ新和蘭陀あど獨立國となり
る勢ひ盛大なる事并英佛を始め共ニ海陸
軍を廢し萬國只信義を以て交るやうに成る
きこと望遠鏡の製作次第は精巧を極めく數百
萬里の外を洞見する事或ハ「マガ子ト」即ち
磁石の力を以て風船の舵に代用する事あど
二百年の後より生々しく自ら見たる様を書つ

私に著述あり其原書の楮數を凡そ五十枚許
りたり頃日愛梅主人の譯稿手に入ると故近日其
全篇と刊行せりと云

